



平成 28 年 1 月 13 日

各 位

会 社 名 マルカキカイ株式会社
代表者名 代表取締役社長 竹下 敏章
(コード番号 7594 東証第一部)
問合せ先 取締役兼執行役員管理本部長
飯田 邦彦
(TEL 072-625-6551)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 1 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 2 月 23 日開催予定の第 69 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第 27 条(取締役の責任免除)及び第 35 条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、第 27 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 法令で定める監査役の員数が欠くことになる場合に備え、補欠監査役の選任の効力に関する規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第 27 条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。	第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第 27 条 (現行通り) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

<p>第5章 監査役および監査役会 (選任の方法)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略) (新 設)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (選任の方法および補欠監査役の選任の効力)</p> <p>第29条 (現行通り)</p> <p>2. (現行通り)</p> <p>3. <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>
---	--

3. 定款変更の日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成28年2月23日
- (2) 定款変更の効力発生日 平成28年2月23日

以 上